

## 北海道動物愛護推進員設置要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、本道における犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第38条の規定に基づき北海道動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （委嘱等）

第2条 知事は、次の各号のすべてを満たす者のうちから、推進員を委嘱する。

- 一 北海道内（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市（以下「札幌市等」という。）を除く。）に居住し、18歳以上の者
- 二 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者
- 三 動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、過去2年間、道又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者
- 四 第8条第1項第三号又は第四号の規定により、推進員を解任されたことのない者

2 知事は、推進員を委嘱した時は、北海道動物愛護推進員であることを示す証明書（以下「証明書」という。）を交付する。

### （任期）

第3条 推進員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 知事は、推進員に欠員が生じた場合は、新たに推進員を委嘱することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

### （研修・連絡会議、情報交流）

第4条 推進員は、その活動に必要な知識・技術を修得するとともに、推進員相互の交流と技術研鑽を図るため、道が行う研修・連絡会議に参加しなければならない。

2 推進員は、その活動を効果的に進めるため、相互に連絡し、協力するよう努めるものとする。

### （活動内容）

第5条 推進員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために道又は市町村が行う施策に協力すること。
- 二 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について、道民の理解を深めること。
- 三 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養に関する地域の情報を、道や市町村に提供すること。
- 四 前号までの活動に役立つ知識や技術の修得に努めること。

### （報告等）

第6条 推進員は、活動の実績を定期的に知事に報告しなければならない。

2 推進員は、その居住地等を変更した場合は、速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

（遵守事項）

- 第7条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）第21条第1項に規定する動物愛護監視員との連携を密にし、その指示に従うこと。
  - 二 相談者等には公平かつ親切丁寧な態度で接すること。
  - 三 推進員の身分を第5条に定める活動以外の目的で利用しないこと。
  - 四 活動を行う上で知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。
  - 五 推進員の活動を行うときは証明書を携帯し、求めがあった場合には提示すること。

（解任）

- 第8条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解任することができる。
- 一 本人から申し出があった場合
  - 二 居住地を北海道外又は札幌市等に変更した場合
  - 三 第7条各号の遵守事項に反する行為を行ったと認められる場合
  - 四 推進員としてふさわしくないと認められる場合
- 2 推進員は、前項の規定により解任された場合には、証明書を知事に返納しなければならない。

（その他）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進員についての必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成17年8月22日から施行する。  
この要綱は、平成20年11月10日から施行する。  
この要綱は、平成24年4月11日から施行する。  
この要綱は、平成25年9月3日から施行する。